

# 定 款

(2023年3月2日改正)

**マツダ株式会社**

# マツダ株式会社定款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当会社は、マツダ株式会社と称し、英文ではMazda Motor Corporationと表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)次の品目及びその部品並びにこれらに関連する総合設備、システムの設計、製造、据付、売買、賃貸借、修理、保全に関する事業
  - ①自動車、産業用運搬車両、船舶等輸送用機械器具
  - ②工作機械、建設機械、鉱山機械、公害防止機械、事務用機器、測定機器、型具、治具、工具等産業用及び一般用機械器具
  - ③内燃機関、その他動力機械器具
  - ④電子機器、通信機器、映像機器、その他電気機械器具
  - ⑤鋳造用材料、セラミックス、プラスチック、ゴム、その他工業用素材品及び鋳造品、鍛造品、その他成形加工品
- (2)建築工事、土木工事、電気工事等工事の企画、設計、監理、施工に関する事業
- (3)不動産の売買、賃貸借、仲介、保守、管理に関する事業
- (4)情報処理、情報通信、情報提供及びソフトウェアの開発、売買に関する事業
- (5)損害保険代理業及び生命保険募集業
- (6)陸上運送業、海上運送業、航空運送業、倉庫業及びこれらに関連するサービス業
- (7)警備防災業
- (8)教育、医療、レジャー、飲食、宿泊、売店等の施設に関する事業
- (9)広告業、出版業及び印刷業
- (10)労働者派遣に関する事業
- (11)総合リース業及び金融業
- (12)前各号に掲げた事業のコンサルティング、エンジニアリング、その他技術の開発、売買に関する事業
- (13)前各号に附帯関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を広島県安芸郡府中町に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1,200,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)第 10 条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### (招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時招集する。

#### (基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### (招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、会長又は社長がこれを招集し、議長は、会長又は社長がこれに当たる。

2. 会長及び社長いずれにも事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。  
この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (議事録)

第19条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を内容とする議事録を書面又は電磁的記録をもって作成し、当会社の本店に10年間、その謄本を支店に5年間備え置く。

### 第 4 章 取締役及び取締役会

#### (員 数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、8名以内とする。

#### (選任方法)

第21条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集し、議長となる。

2. 会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会招集の通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を内容とする議事録を書面又は電磁的記録をもって作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行い、当会社の本店に10年間備え置く。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 執行役員

(選任及び役付執行役員)

第34条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役1名以上を含む執行役員を定め、取締役会の定めた業務の執行を行わせることができる。

2. 取締役会は、その決議によって代表取締役の中から社長1名を定めるほか、副社長、専務、常務その他の役付執行役員を定めることができる。

(役付執行役員の職務)

第35条 社長は、当会社の業務を統理する。

2. 副社長、専務及び常務は、社長を補佐し、社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い当会社の業務を統理する。

## 第6章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第36条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第37条 監査等委員会招集の通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第38条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第39条 監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を内容とする議事録を書面又は電磁的記録をもつて作成する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行い、当会社の本店に10年間備え置く。

(監査等委員会規程)

第40条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第42条 株主総会の決議により、毎事業年度末日現在の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置)

第1条 2019年6月開催の第153回定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任免除及び社外監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第41条の定めるところによる。